

定 款

養命酒製造株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は養命酒製造株式会社と称し、英文ではYOMEISHU SEIZO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 養命酒の製造販売
- (2) 酒類、医薬品等の製造、販売
- (3) 前各号の原料品・副産品の製造販売
- (4) 前1号2号の原料品および酒類、医薬品等の輸入
- (5) 食料品の製造販売、輸入およびそれらの仲介
- (6) 通信販売業
- (7) 飲食店および売店の経営
- (8) 理化学、薬学等に関する分析および検査の受託ならびにこれらに関するコンサルティング業務
- (9) 環境等の計量証明に関する事業およびコンサルティング業務
- (10) 不動産の売買、貸借、仲介および管理
- (11) 自然エネルギー等による発電事業及び電気の供給、販売等に関する業務
- (12) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を東京都渋谷区におく。

(公 告 方 法)

第 4 条 当会社の公告は電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は6千6百万株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株式の権利)

第 7 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 8 条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選任し、公告する。

(株式取扱規程)

第 9 条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、
単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取
扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、
法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株
式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期および招集権者)

第 10 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は
必要がある場合に招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の
決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるとき
は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が
招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 11 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とす
る。

(議長)

第 12 条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に
事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により
他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 13 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容
である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるも
のの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請
求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を
除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過
半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めが
ある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の
3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上
をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として
その議決権を行使することができる。この場合には株主または代
理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しな
ければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 16 条 当会社は取締役会を置く。

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、3名以内とする。

(選 任)

第 18 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(取 締 役 会)

第 20 条 取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

2. 取締役会に関しては、法令または定款に定める事項のほか取締役会規程による。

(取締役会の決議の省略)

第 21 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 22 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役)

第 23 条 当会社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員を除く。）中から3名以内の代表取締役を選定する。選定された代表取締役は各自会社を代表する。

(役付取締役)

第 24 条 当会社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員を除く。）中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(相談役および顧問)

第 26 条 当会社は、取締役会の決議によって相談役および顧問を選任することができる。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 28 条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会)

第 29 条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

2. 監査等委員会に関しては、法令または定款に定める事項のほか監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 執行役員

(執行役員)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって執行役員を選任し、取締役会の定めた業務の執行を行わせることができる。

(執行役員規程)

第 31 条 執行役員に関する事項については、取締役会の定める執行役員規程による。

第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 32 条 当会社は会計監査人を置く。

(選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

- 第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

- 第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第8章 計算

(事業年度)

- 第 36 条 当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
(剩余金の配当等)

- 第 37 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。
2. 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剩余金の配当を行う。

(配当金の除斥期間)

- 第 38 条 配当財産が金銭である場合（以下「配当金」という。）は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。配当金には利息をつけない。

- 附 則 第100回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。